

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の電源について述べたものである。無線設備規則（第38条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備の電源は、その船舶の A 、これらの設備を動作させ、かつ、同時に B を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。
- ② ①の電源は、その電圧を定格電圧の C 以内に維持することができるものでなければならない。

A	B	C
1 航行中	無線設備の非常照明用の補助電源	(±) 20パーセント
2 航行中	無線設備の電源用蓄電池	(±) 10パーセント
3 航行中及び航行の準備中	無線設備の電源用蓄電池	(±) 20パーセント
4 航行中及び航行の準備中	無線設備の非常照明用の補助電源	(±) 10パーセント

A－2 次の記述は、無線局（特定無線局を除く。）の運用開始及び休止の届出について述べたものである。電波法（第16条）及び電波法施行規則（第10条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。
- ② ①により届け出た無線局の運用を A 以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。
- ③ ①のただし書により運用開始の届出を要しない無線局は、次の(1)から(8)までに掲げる無線局以外の無線局とする。
- (1) 基幹放送局

(2) 海岸局であって、電気通信業務を取り扱うもの、 B の送信を行うもの又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、 C 、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの

(3) 航空局であって電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの

(4) D

(5) 海岸地球局

(6) 航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）

(7) 標準周波数局

(8) 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局（無線設備規則第49条の2に規定する無線局をいう。）及びA3E電波1,620kHz又は1,629kHzの周波数を使用する空中線電力10ワット以下の無線局を除く。）

A	B	C	D
1 1箇月	安全通報	8,414.5kHz	気象援助局
2 3箇月	安全通報	8,291kHz	無線航行陸上局
3 1箇月	海上安全情報	8,414.5kHz	無線航行陸上局
4 3箇月	海上安全情報	8,291kHz	無線航行陸上局
5 6箇月	安全通報	8,414.5kHz	気象援助局

A－3 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における A に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、 B を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
(1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士 (2) 第二級海上無線通信士 (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの順序に従い、できるだけ C とする。
- ④ D は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

	A	B	C	D
1	遭難通信	主任無線従事者講習	長い業務経歴を有する者	船舶の責任者
2	遭難通信	主任無線従事者講習	上位の資格を有する者	無線局の免許人
3	遭難通信、緊急通信及び安全通信	船舶局無線従事者証明	上位の資格を有する者	船舶の責任者
4	遭難通信、緊急通信及び安全通信	船舶局無線従事者証明	長い業務経歴を有する者	無線局の免許人

A－4 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許が効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、その無線局を A ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく C の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局については、次の表の左欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。(注)

注 当該無線設備のうち、設置場所、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであって総務大臣が別に告示するものについては、同表の右欄に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無 線 設 備	必要な措置
(1) 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備	D 。
(2) (1)を除く船舶局の無線設備	C を撤去すること。

- ⑥ ④に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 廃止した	1箇月以内	送信装置	送信回路を取り外すこと
2 廃止した	10日以内	空中線	電池を取り外すこと
3 廃止する	1箇月以内	送信装置	電池を取り外すこと
4 廃止する	10日以内	送信装置	送信回路を取り外すこと
5 廃止する	1箇月以内	空中線	電池を取り外すこと

A－5 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者の行う変更等に関する次の記述のうち、電波法（第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、発射可能な周波数の範囲、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 3 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者が、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 4 総務大臣は、無線局の予備免許の際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否しなければならない。

A－6 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次の(1)及び(2)により行うものとする。
 - (1) 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔において2回送信することができる。
 - (2) 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔において2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも A をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては B に応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
 - (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 - (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、③の(6)の通報の周波数等に C を明示するものとする。

	A	B	C
1	10分間の間隔	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
2	15分間の間隔	5分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
3	10分間の間隔	10分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
4	15分間の間隔	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

A－7 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件に関する次の事項のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- 2** 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- 3** 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。
- 4** 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であり、無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられていること。

A－8 次の記述は、免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信について述べたものである。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

次の(1)から(6)までに掲げる通信は、電波法第52条（目的外使用の禁止等）第6号の「その他総務省令で定める通信」とする。

- (1) 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する **A** であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信
- (2) 漁業用の海岸局と漁船の船舶局との間又は漁船の船舶局相互間で行う国若しくは地方公共団体の漁ろうの指導監督に関する通信
- (3) **B** の無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信
- (4) 港則法又は海上交通安全法の規定に基づき行う **C** の無線局と船舶局との間の通信
- (5) 気象の照会又は時刻の照合のために行う海岸局と船舶局との間若しくは船舶局相互間又は航空局と航空機局との間若しくは航空機局相互間の通信
- (6) その他電波法施行規則第37条各号に定める通信

A	B	C
1 船舶の位置に関する通報	水先業務用	海上保安庁又は地方公共団体
2 船舶の位置に関する通報	港務用	海上保安庁
3 船舶の位置及び針路に関し自動的に更新される情報	水先業務用	海上保安庁
4 船舶の位置及び針路に関し自動的に更新される情報	港務用	海上保安庁又は地方公共団体

A－9 入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に関する次の事項のうち、電波法（第62条）、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2** ナブテックス受信機によって船舶の航行の安全に関する情報を受信する場合
- 3** 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4** 中短波帯の周波数の電波により気象の照会又は時刻の照合のための通信を海岸局と行う場合
- 5** 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

A－10 遭難警報等を受信した海岸局及び海岸地球局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3、第81条の4及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）で聴守を行わなければならない。
- 注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。以下3において同じ。
- 3 海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、電波法施行規則別図第1号（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。
- 4 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

A－11 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その B 、無線従事者の資格及び員数並びに C を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の1月前までに、当該無線局の B 、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに C について登録検査等事業者（注2）（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の B がその工事設計に合致しており、かつ、その他の事項が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、 D することができる。

注1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。
2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C	D
1 総務省令で定める時期ごとに	無線設備	時計及び書類	省略
2 毎年1回	送信設備	時計及び書類	その一部を省略
3 総務省令で定める時期ごとに	無線設備	計器及び予備品	省略
4 毎年1回	無線設備	計器及び予備品	その一部を省略

A－12 次の記述は、安全通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して A を行うものとする。
- ② A は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。
- ③ ①により A を行った無線局は、これに引き続いて、次の(1)又は(2)に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。
- （1）狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「 B 」
- （2）無線電話による場合にあっては、「 C 」又は「警報」の3回の反復
- ④ 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、③の(1)の安全信号の次に D を前置しなければならない。

	A	B	C	D
1	安全通報の告知	PAN PAN	パン パン	通報の種類
2	安全呼出	PAN PAN	セキュリテ	通報の種類
3	安全通報の告知	SECURITE	セキュリテ	自局の識別表示
4	安全呼出	SECURITE	パン パン	通報の種類
5	安全呼出	PAN PAN	パン パン	自局の識別表示

A－13 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその A に通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 B しなければならない。
- ③ 船舶局は、②の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- ④ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して C の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

	A	B	C
1	船舶局の遭難通信責任者	これに応答	短波帯
2	船舶局の遭難通信責任者	これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報	超短波帯
3	船舶の責任者	これに応答	超短波帯
4	船舶の責任者	これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報	短波帯

A－14 無線通信の秘密に関する次の記述のうち、無線通信規則（第17条、第18条及び第46条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局の許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、いかなる場合においてもすべての無線通信の傍受を禁止すること及び傍受したいかなる通信も、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示の方法により記載していなければならない。
- 2 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 3 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を傍受することによって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表若しくは利用することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 4 船舶局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者は、無線電報の文若しくは単にその存在又は無線通信業務によって得られる何らかの情報を知り得るすべての者と同様に、通信の秘密を遵守し、これを確保する義務を負う。

A－15 次の記述は、S O L A S 条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）が適用になる船舶の聴守について述べたものである。同条約附属書第4章第12規則（聴守）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- 船舶は、海上にある間、次の(1)から(4)までに定めるところにより A をする。
- (1) 船舶が第4章第7規則（無線設備（総則））1.2の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いる B
 - (2) 船舶が第4章第9規則（無線設備（A1海域及びA2海域））1.2又は第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.3の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数2,187.5kHz
 - (3) 船舶が第4章第10規則2.2又は第11規則（無線設備（A1海域、A2海域、A3海域及びA4海域））1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数2,187.5kHz及び C 並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz又は16,804.5kHzのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した少なくとも D
 - (4) 船舶が第4章第10規則1.1の規定によりインマルサット船舶地球局を備える場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報

A	B	C	D
1 無休聴守	VHF第16チャンネル	8,414.5kHz	二の周波数
2 実行可能な場合は無休聴守	VHF第70チャンネル	8,291kHz	二の周波数
3 実行可能な場合は無休聴守	VHF第16チャンネル	8,291kHz	一の周波数
4 無休聴守	VHF第70チャンネル	8,414.5kHz	一の周波数

B－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、ア。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって イにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、ウ 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

② エ の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で オ に関するもの

(2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）各号に定めるもの

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1 遭難通信責任者 | 2 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者 |
| 3 総務大臣の承認を受けたもの | 4 総務大臣にその選任の届出がされたもの |
| 5 船舶又は航空機が航行中であるため | 6 船舶の運航計画の変更のため |
| 7 無線電信 | 8 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 |
| 9 遭難通信、緊急通信又は安全通信 | 10 遭難通信又は緊急通信 |

B－2 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約附属書第4章第4規則（機能要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 海上人命安全条約

船舶は、海上にある間、次の(1)から(9)までに掲げる能力を有するものとする。

(1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも二の ア 設備により、イ を送信すること。

(2) ウ 遭難警報を受信すること。

(3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。

(4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること。

(5) 現場の通信を送信し及び受信すること。

(6) エ を送信し並びに第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。

(7) オ を送信し及び受信すること。

(8) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網へ一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。

(9) 船舶間通信を送信し及び受信すること。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 分離し、かつ、独立した | 2 互換性を有する |
| 3 狭帯域直接印刷電信による遭難警報 | 4 船舶から陸上への遭難警報 |
| 5 陸上から船舶への | 6 デジタル選択呼出装置による |
| 7 位置の探知のための信号 | 8 救助を求めるための信号 |
| 9 海上安全情報 | 10 船位通報制度に係る通報 |

B－3 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による通信を行う場合における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 に調整し、 の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、 を確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、 に混信を与えるおそれがあるときは、 でなければ呼出しをしてはならない。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 1 送信機を最良の状態 | 2 受信機を最良の感度 |
| 3 自局の発射しようとする電波 | 4 遭難通信、緊急通信及び安全通信に使用する電波 |
| 5 他の通信に混信を与えないこと | 6 遭難通信、緊急通信又は安全通信が行われていないこと |
| 7 重要無線通信 | 8 他の通信 |
| 9 少なくとも10分間経過した後 | 10 その通信が終了した後 |

B－4 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア** 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- イ** 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを遭難に係る船舶又は航空機を運行する者に通報しなければならない。
- ウ** 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- エ** 海岸局は、無線局運用規則第81条の7第1項の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- オ** 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、その遭難通報に対して応答しなければならない。

B－5 海上移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア** 電波法又は電波法に基づく命令に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載する。
- イ** 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の(1)から(7)までに掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 通信の開始及び終了の時刻
- (2) 相手局の識別信号
- (3) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
- (4) 使用した空中線電力
- (5) 通信事項の区別及び通信事項別通信時間
- (6) 相手局から通知を受けた事項の概要
- (7) その他参考となる事項
- ウ** 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- エ** 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。
- オ** 免許人は、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から3年間保存しなければならない。